

平成18年度公共用水域及び地下水の水質測定計画

京 都 府

目 次

1	目 的	1
2	測定内容	1
	(1) 測定の種類	
	(2) 測定地点	
	(3) 測定期間	
	(4) 採水方法	
	(5) 測定項目及び測定回数	
	(6) 流量測定	
	(7) 分析方法	
3	測定機関	3
4	測定結果の数値の取扱い方法	3
	(1) 公共用水域	
	(2) 地下水	
5	その他	3
	別表1 公共用水域水質測定計画一覧表	4
	別表2 地下水水質測定計画一覧表	8
	別表3 分析方法等	16
	別表4 数値の取扱い方法	20
	別図1 公共用水域水質測定地点	25
	別図2 地下水水質測定地点	30

1 目的

この計画は、水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号）第16条第1項の規定により、京都府の区域に属する公共用水域及び地下水の汚濁状況を常時監視するために行う水質の測定について、測定すべき事項、測定の地点及び方法その他必要な事項を定めるものです。

2 測定内容

(1) 測定の種類

ア 公共用水域

通年測定、一般測定及び通日測定の3種類とし、内訳は別表1のとおりです。

なお、3種類の調査は、水質調査方法（昭和46年9月30日環水管第30号環境庁水質保全局通知）に準拠するものとします。

イ 地下水

概況調査、原則として、概況調査により新に汚染が発覚された地域において実施する汚染井戸周辺地区調査及び定期モニタリング調査の3種類とし、内訳は別表2のとおりです。

(ア) 概況調査の方法

地下水質調査方法（平成元年環水管第189号環境庁水質保全局長通知別紙）に準拠するものとします。

(イ) 汚染井戸周辺地区調査の方法

環境基準値の定められている項目について、原則として、検出された場合に実施し、地下水質調査方法に準拠するものとします。

(ウ) 定期モニタリング調査の方法

汚染井戸周辺地区調査等により確認された汚染の継続的な監視等、経年的なモニタリング調査（定期モニタリング調査）及び同調査の一環として環境基準以下の汚染が確認されている地区において必要に応じて実施する汚染範囲確認調査とし、地下水質調査方法に準拠するものとします。

(2) 測定地点

ア 公共用水域

府内61河川107地点、6海域19地点の合計126地点において実施します。

これらの水域及び地点は別表1のとおりであり、地点の位置は別図1に示すとおりです。

イ 地下水

概況調査65地点、定期モニタリング調査72地点（定期モニタリング調査において3年間連続して環境基準以下となっている地区を対象に

実施する汚染範囲確認調査2地点を含む。)の合計137地点において実施します。

これらの地点は別表2のとおりであり、地点の位置は別図2に示すとおりです。

ただし、汚染井戸周辺地区調査については、原則として、概況調査により新たに汚染が発見された地域において適当と認められる井戸を選定の上実施するものとします。

(3) 測定期間

平成18年4月から同19年3月までとします。

(4) 採水方法

ア 公共用水域

(ア) 採水日は、採水日前において比較的晴天が続き、水質が安定している日を選ぶものとします。

(イ) 河川の場合、採水は原則として流心とし、水面から水深の2割の深さとします。

(ウ) 海域の場合、外海においては、上層(海面下0.5m)、中層(海面下2m)の2層で採水し、内湾においては、下層(海面下10m又は水深10m未満の場合は、底から1~2m上部)を加えた3層で採水するものとします。

イ 地下水

原則として井戸原水を採水するものとします。

(5) 測定項目及び測定回数

ア 公共用水域

測定水域の自然的、社会的背景を考慮して、各測定地点ごとに別表1に定める測定項目及び回数とします。

イ 地下水

測定地域の自然的、社会的背景を考慮して、各測定地点ごとに別表2に定める測定項目及び回数とします。

ただし、汚染井戸周辺地区調査については、概況調査により新たに汚染が発見された項目及びその関連項目とし、年1回実施するものとします。

(6) 流量測定

公共用水域においては、採水と併せて流量についても測定することとし、測定地点は別表1のとおりとします。

(7) 分析方法

ア 公共用水域

環境基準項目においては、「水質汚濁に係る環境基準について」(昭和46年環境庁告示第59号)に基づく方法とし、要監視項目において

は、「水質汚濁に係る人の健康の保護に関する環境基準の測定方法及び要監視項目の測定方法について」（平成5年4月28日付け環水規第121号環境庁水質保全局水質規制課長通知）に基づく方法とし、特殊項目においては、「排水基準を定める省令の規定に基づく環境大臣が定める排水基準に係る検定方法」（昭和49年環境庁告示第64号）に基づく方法とし、また、その他の項目のうち、トリハロメタン生成能においては、「特定水道利水障害の防止のための水道水源水域の水質の保全に関する特別措置法施行規則の規定に基づく環境大臣が定める排水基準に係る検定方法」（平成7年環境庁告示第30号）に基づく方法とするほか、これ以外の項目においては、日本工業規格、上水試験方法等科学的に確立された分析方法に基づくものとし、別表3によることとします。

イ 地下水

環境基準項目においては、「地下水の水質汚濁に係る環境基準について」（平成9年環境庁告示第10号）に基づく方法とし、要監視項目においては、「水質汚濁に係る人の健康の保護に関する環境基準の測定方法及び要監視項目の測定方法について」（平成5年4月28日付け環水規第121号環境庁水質保全局水質規制課長通知）に基づく方法とし、その他の項目においては、日本工業規格に基づく方法とし、別表3によることとします。

3 測定機関

国土交通省、京都府及び京都市の各機関で実施し、その内訳は別表1及び別表2のとおりです。

4 測定結果の数値の取扱い方法

(1) 公共用水域

平成5年3月29日付け環水規第51号の環境庁水質保全局長通知に基づく方法とし、別表4によることとします。

(2) 地下水

平成13年5月31日付け環水企第92号の環境省環境管理局水環境部長通知等に基づく方法とし、別表4によることとします。

5 その他

地下水においては、井戸の諸元（井戸の形態、使用目的、井戸深度、ストレーナー位置、地下水位、地盤高）についても、可能な限り調査するものとします。

別表 1 公共用水域水質測定計画一覧表

水域名	河川名 海域名	環境 基準 地点 番号	地点 番号	地名	所在地名	測定 機関		測 定 の 種 類	測 定 回 数 / 日 / 年	測 定 理 由	生 活 環 境 項 目															
						国 土 交 通 省	京 都 府				P H	B O D	C O D	S S	D O	大 腸 菌 群 数	油 分	全 窒 素	全 磷	全 亜 鉛	カ ド ミ ウ ム					
																						○	△	○	○	○
安曇川	芦火谷川		1	川合橋	左京区		○	一般	1 2	E	○	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2			
	久多川		2	京都府・滋賀県境界点	左京区		○	一般	1 2	D	○	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2			
	百井川		3	大見川合流後	左京区		○	一般	1 2	E	○	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2			
宇治川	宇治川	An	4	大峰橋	宇治市		○	通年	1 12	B	○	12	12	12	12	12	12	1	12	12	12	1	2			
			5	宇治橋	宇治市		○	一般	1 4	B	△	○	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	2		
			6	隠元橋	宇治市		○	通年	1 12	A		○	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	2		
		Bn	7	観月橋	伏見区		○	一般	1 6	B		○	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	6	2	
			8	宇治川大橋	伏見区		○	一般	1 4	B		○	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	2	2	
			9	淀川御幸橋	八幡市		○	通年	1 12	A	△	○	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	2	2	
		宇治川	関電排水路		10	観流橋	宇治市		○	一般	1 6	D	△	6	6	6	6	6	6	6	4	4	4	4	1	1
			旧安祥寺川		11	金ヶ崎橋	山科区		○	通年	1 12	C	○	12	12	12	12	12	12	12	6	6	12	6	6	6
			山科川		12	新金ヶ崎橋	山科区		○	通年	1 12	C	○	12	12	12	12	12	12	12	6	6	12	6	6	6
			13	中野橋	伏見区		○	一般	1 6	C		○	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	6	6		
	七瀬川			14	仙石橋	伏見区		○	一般	1 6	E		6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	
	東高瀬川			15	新竹田出橋	伏見区		○	一般	1 6	C		6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	2	2	
		16	三瀬橋	伏見区		○	一般	1 6	C		○	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	6	6	6		
		17	新橋	久御山町		○	一般	1 6	C		○	6	6	6	6	6	6	6	4	4	4	4	1	1		
		18	場外排水路	久御山町		○	一般	1 6	C		○	6	6	6	6	6	6	6	4	4	4	4	1	1		
	19	中橋	久御山町		○	一般	1 6	C		○	6	6	6	6	6	6	6	4	4	4	4	1	1			
田原川	田原川	Ad	20	蜷橋	宇治田原町		○	通年	1 12	A	○	12	12	12	12	12	12	4	4	12	1	1	1			
桂川	桂川	A1	21	八千代橋	右京区		○	一般	1 6	B	○	6	6	6	6	6	6	4	4	6	1	1	1			
			22	越方橋	南丹市		○	一般	1 6	B		○	6	6	6	6	6	6	6	4	4	6	1	1		
			23	大堰橋	南丹市		○	一般	1 6	B		○	6	6	6	6	6	6	6	4	4	6	1	1		
		B1	24	保津峽	亀岡市		○	一般	1 6	B		○	6	6	6	6	6	6	6	4	4	6	1	1		
			25	渡月橋	右京区		○	通年	1 12	A	△	○	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	2	2		
			26	西大橋	右京区		○	通年	1 12	A	△	○	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	2	2		
		Bn	27	久世橋	南区		○	一般	1 4	B		○	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	2	2		
			28	羽束師橋	伏見区		○	通年	1 6	B		○	4	4	4	4	4	4	4	4	4	6	6	6		
			29	宮前橋	伏見区		○	通年	1 12	A	△	○	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	2	2		
		30	三川合流前	大山崎町		○	一般	1 6	D		○	6	6	6	6	6	6	6	4	4	4	1	1			
		31	桂川流入前	亀岡市		○	一般	1 6	C	○	○	6	6	6	6	6	6	6	4	4	4	1	1			
		32	上久世橋	南区		○	通年	1 12	E	○	○	12	12	12	12	12	12	12	6	6	12	6	6			
		33	西羽束師川	向日市		○	一般	1 6	C	○	○	6	6	6	6	6	6	6	4	4	4	1	1			
		34	自動車試験場横	伏見区		○	一般	1 6	E	○	○	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6			
		35	桂川流入前	伏見区		○	一般	1 6	C	○	○	6	6	6	6	6	6	6	4	4	4	1	1			
	36	新山崎橋	大山崎町		○	一般	1 6	C	○	○	6	6	6	6	6	6	6	4	4	4	1	1				
	37	桂川流入前	南丹市		○	一般	1 6	C		○	6	6	6	6	6	6	6	4	4	4	1	1				
弓削川	弓削川	A1	38	寺田橋	右京区		○	通年	1 12	A	○	12	12	12	12	12	12	4	4	12	2	2				
園部川	園部川	An	39	神田橋	南丹市		○	通年	1 12	A	○	12	12	12	12	12	12	4	4	12	1	1				
大鋼川	大鋼川	Bn	40	並河橋	亀岡市		○	通年	1 12	A	○	12	12	12	12	12	12	4	4	12	1	1				
有栖川	有栖川	Bn	41	梅津新橋	右京区		○	通年	1 12	A	○	12	12	12	12	12	12	6	6	12	6	6				
天神川	天神川	Bn	42	原谷川合流後	右京区		○	一般	1 6	B	○	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6			
			43	二条裏橋	右京区		○	通年	1 12	B	○	12	12	12	12	12	12	12	6	6	12	2	2			
			44	西京橋	右京区		○	通年	1 12	A	○	12	12	12	12	12	12	12	6	6	12	6	6			
	御室川		45	三宝寺川合流後	右京区		○	一般	1 6	E	○	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6				
		46	太子道橋	右京区		○	通年	1 12	E	○	12	12	12	12	12	12	12	6	6	12	2	2				
清滝川	清滝川	AA1	47	落合橋	右京区		○	通年	1 12	A	○	12	12	12	12	12	12	6	6	12	6	6				
小畑川	小畑川	Cn	48	中山橋	西京区		○	一般	1 6	B		6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	2	2			
			49	京都市・長岡京市境界点	西京区		○	通年	1 12	A	○	12	12	12	12	12	12	12	6	6	12	6	6			
			50	小畑橋	大山崎町		○	通年	1 12	A	○	12	12	12	12	12	12	12	4	4	12	1	1			
高野川	高野川	AA1	51	三宅橋	左京区		○	通年	1 12	A	○	12	12	12	12	12	12	6	6	12	6	6				
			52	高野橋	左京区		○	一般	1 6	B		○	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6				
			53	河合橋	左京区		○	通年	1 12	A	○	12	12	12	12	12	12	12	6	6	12	6	6			
鴨川	岩倉川	Ad	54	千石橋	左京区		○	通年	1 12	C	○	12	12	12	12	12	12	6	6	12	6	6				
			55	高橋	北区		○	通年	1 12	B	○	12	12	12	12	12	12	6	6	12	6	6				
	鴨川	A1	56	北大路橋	左京区		○	一般	1 6	B		6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6			
			57	出町橋	左京区		○	通年	1 12	A	○	12	12	12	12	12	12	12	6	6	12	6	6			
			58	三条大橋	東山区		○	通年	1 12	A	○	12	12	12	12	12	12	12	6	6	12	6	6			
		Bn	59	勸進橋	伏見区		○	通年	1 12	B		○	12	12	12	12	12	12	12	12	12	6	6			
			60	鳥羽大橋	南区		○	一般	1 6	B	○	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	2	2			
			61	京川橋	伏見区		○	通年	1 12	A	○	12	12	12	12	12	12	12	12	6	6	12	6	6		
	白川	Cn	62	下河原橋	左京区		○	通年	1 12	E	○	12	12	12	12	12	12	12	6	6	12	6	6			
			63	天神橋	南区		○	通年	1 12	E	○	12	12	12	12	12	12	12	6	6	12	6	6			

注) 1 測定の種類：生活環境項目により区分
 2 測定理由：Aは環境基準地点、Bは定常地点、Cは補助地点、Dは府県際地点、Eはその他
 3 流量測定：○は実測、△は水位等による計算流量
 4 測定項目：アルキル水銀は総水銀検出時に実施

測定の種類	所在地 (市町村名)	測定地点 (メッシュ番号)	測定機関			測定回数 回/年	測定項目																																	
			国土交通省	京都府	京都市		カドミウム	全シアン	鉛	六価クロム	砒素	総水銀	アルキル水銀	PCB	ジクロロメタン	四塩化炭素	1, 2-ジクロロエタン	1, 1-ジクロロエチレン	シス-1, 2-ジクロロエチレン	1, 1, 1-トリクロロエタン	1, 1, 2-トリクロロエタン	トリクロロエチレン	テトラクロロエチレン	1, 3-ジクロロプロペン	チウラム	シマジン	チオベンカルブ	ベンゼン	セレン	硝酸性窒素	亜硝酸性窒素	ふっ素	ほう素	ニッケル	アンチモン					
概況調査	福知山市	2713		○		1	1	1	1	1	1			1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1					
		2714		○		1																	1	1	1	1			1	1	1	1								
		2813		○		1	1	1	1	1	1				1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1					
	舞鶴市	1415		○		1	1	1	1	1	1																		1	1	1	1								
		1515		○		1	1	1	1	1	1												1	1	1	1			1	1	1	1								
		1615		○		1																	1	1	1	1			1	1	1	1								
		1716		○		1									1	1	1	1	1	1	1	1					1		1	1	1	1								
	綾部市	2115		○		1	1	1	1	1	1												1	1	1	1			1	1	1	1								
		2116		○		1																		1	1	1	1			1	1	1	1							
		2215		○		1																		1	1	1	1			1	1	1	1							
		2315		○		1	1	1	1	1	1				1	1	1	1	1	1	1	1					1	1	1	1	1	1	1	1						
	宇治市	6443		○		1	1		1		1				1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	
		6444		○		1	1		1		1				1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	
		6543		○		1	1		1		1				1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
		6545		○		1	1		1		1				1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
		6644		○		1	1		1		1													1	1	1	1			1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	
	亀岡市	4023		○		1																							1	1	1	1								
		4122		○		1	1	1	1	1	1	1																	1	1	1	1								
		4223		○		1	1	1	1	1	1	1																	1	1	1	1								
		4224		○		1	1	1	1	1	1	1																	1	1	1	1								

測定の種類	所在地 (市町村名)	測定地点 (メッシュ番号)	測定機関			測定回数 回/年	測定項目																																		
			国	京	京		カドミウム	全シアン	鉛	六価クロム	砒素	総水銀	アルキル水銀	PCB	ジクロロメタン	四塩化炭素	1,2-ジクロロエタン	1,1-ジクロロエチレン	シス-1,2-ジクロロエチレン	1,1,1-トリクロロエタン	1,1,2-トリクロロエタン	トリクロロエチレン	テトラクロロエチレン	1,3-ジクロロプロペン	チウラム	シマジン	チオベンカルブ	ベンゼン	セレン	硝酸性窒素	亜硝酸性窒素	ふっ素	ほう素	トランス-1,2-ジクロロエチレン							
			土	都	都		交通	都	省	府	市																														
定期モニタリング調査	八幡市	6640		○		2																																			
		6740		○		2																																		2	
	京田辺市	4830		○		2																																		2	
	京丹後市	0803		○		2																																			2
		0808		○		2																																			2
	南丹市	3121		○		2																																			2
	井手町	4731		○		2																																			2
	宇治田原町	6748		○		2																																			2
	山城町	4932		○		2																																			2
	加茂町	5033		○		2																																			2
和束町	4736		○		2																																			2	
精華町	5031	○			2																																			2	
※	八幡市	6740		○		1																																			1
		6741		○		1																																			1

※：汚染範囲確認調査

別表3 分析方法等

1 公共用水域

区分	項目	河川	海域	備考
		分析方法	分析方法	
生活環境項目	pH	告示第59号に基づく方法 (規格12.1)	同左	
	BOD	告示第59号に基づく方法 (規格21)	—	
	COD	告示第59号に基づく方法 (規格17)	同左	
	SS	規格14.1又は 告示第59号に基づく方法(付表8)	—	
	DO	告示第59号に基づく方法 (規格32)	同左	
	大腸菌群数	BGLB培地によるMPN法	同左	
	n-ヘキサン抽出物	規格24.4又は 告示第59号に基づく方法(付表10)	同左	
	全窒素	告示第59号に準じる方法 (規格45.2、45.3又は45.4)	同左 (規格45.4)	
	全リン	告示第59号に準じる方法 (規格46.3)	同左	
	全亜鉛	告示第59号に基づく方法 (規格53又は付表9)	同左(DDTC抽出法)	
健康項目	カドミウム	告示第59号に基づく方法 (規格55)	同左(DDTC抽出法)	
	全シアン	告示第59号に基づく方法 (「規格38.1.2及び38.2」又は「規格38.1.2及び38.3」)	同左	
	鉛	告示第59号に基づく方法 (規格54)	同左(DDTC抽出法)	
	六価クロム	告示第59号に基づく方法 (規格65.2)	同左	
	砒素	上水試験方法VI-3 17.5又は 告示第59号に基づく方法 (規格61.2又は61.3)	同左	
	総水銀	規格66.1又は 告示第59号に基づく方法(付表1)	同左	
	アルキル水銀	規格66.2又は 告示第59号に基づく方法(付表2)	同左	
	PCB	JIS K0093又は 告示第59号に基づく方法(付表3)	同左	
	ジクロロメタン	告示第59号に基づく方法 (JIS K0125の5.1又は5.2)	同左	
	四塩化炭素	告示第59号に基づく方法 (JIS K0125の5.1又は5.2)	同左	
	1,2-ジクロロエタン	告示第59号に基づく方法 (JIS K0125の5.1又は5.2)	同左	
	1,1-ジクロロエチレン	告示第59号に基づく方法 (JIS K0125の5.1又は5.2)	同左	
	トリス-1,2-ジクロロエチレン	告示第59号に基づく方法 (JIS K0125の5.1又は5.2)	同左	
	1,1,1-トリクロロエタン	告示第59号に基づく方法 (JIS K0125の5.1又は5.2)	同左	

区分	項目	河川	海域	備考
		分析方法	分析方法	
健康項目	1,1,2-トリクロロエタン	告示第59号に基づく方法 (JIS K0125の5.1又は5.2)	同 左	
	トリクロロエチレン	告示第59号に基づく方法 (JIS K0125の5.1又は5.2)	同 左	
	テトラクロロエチレン	告示第59号に基づく方法 (JIS K0125の5.1又は5.2)	同 左	
	1,3-ジクロロプロペン	告示第59号に基づく方法 (JIS K0125の5.1又は5.2)	同 左	
	チウラム	告示第59号に基づく方法 (付表4)	同 左	
	シマジン	告示第59号に基づく方法 (付表5の第1又は第2)	同 左	
	チオベンカルブ	告示第59号に基づく方法 (付表5の第1又は第2)	同 左	
	ベンゼン	告示第59号に基づく方法 (JIS K0125の5.1又は5.2)	同 左	
	セレン	上水試験方法VI-3 18.5又は 告示第59号に基づく方法 (規格67.2又は67.3)	同 左	
	硝酸性窒素	上水試験方法VI-2 12.3又は 告示第59号に準じる方法 (規格43.2.1、43.2.3又は43.2.5)	同 左	
	亜硝酸性窒素	告示第59号に準じる方法 (規格43.1)	同 左	
	ふつ素	告示第59号に基づく方法 (規格34.1又は付表6)	—	
	ほう素	上水試験方法VI-3 4.3又は 告示第59号に基づく方法 (規格47.1若しくは47.3又は付表7)	—	
要監視項目	ニッケル	上水試験法VI-3 14.5又は 規格59.2又は環境庁通知に基づく方法 (規格59.3又は付表4若しくは付表5)	—	
特殊項目	クロム	告示第64号に基づく方法 (規格65.1)	—	
	銅	告示第64号に基づく方法 (規格52.2、52.3、52.4又は52.5)	—	
	鉄	河川水質試験方法(案)31 参考法2又は 告示第64号に基づく方法 (規格57.2、57.3又は57.4)	—	
	マンガン	告示第64号に基づく方法 (規格56.2、56.3、56.4又は56.5)	—	
	フェノール類	告示第64号に基づく方法 (規格28.1)	—	
その他の項目	アンモニア性窒素	規格42に準じる方法	同 左	
	無機性リン	規格46.1.1に準じる方法	同 左	
	陰イオン界面活性剤	規格30.1に基づく方法	同 左	
	濁度	上水試験方法IV-1 3.3.3又は3.3.4に基づく方法	同 左	
	電気伝導度	規格13に基づく方法	同 左	

区分	項目	河川	海域	備考
		分析方法	分析方法	
その他の項目	Ｃ１イオン	河川水質試験方法(案)45 参考法2又はJIS K0101の32に基づく方法	同 左	
	クロロフィル a	上水試験方法20.2又は27.2に基づく方法	海洋環境調査法9.2.4に定める方法	
	トリハメタン生成能	告示第30号に基づく方法	同 左	
一般項目	気温	規格7.1に基づく方法	同 左	
	水温	規格7.2に基づく方法	同 左	
	外観	規格8に準じる方法	同 左	
	臭気	規格10に準じる方法	同 左	
	透視度	規格9に基づく方法	同 左	
	透明度	—	海洋観測指針による方法	

注) 1 : 「JIS」とは、『日本工業規格』をいう。

2 : 「規格」とは、『日本工業規格K0102』をいう。

3 : 「告示第59号」とは、『水質汚濁に係る環境基準について』(昭和46年12月28日環境庁告示第59号)をいう。

4 : 「告示第64号」とは、『排水基準を定める省令の規定に基づく環境大臣が定める排水基準に係る検定方法』(昭和49年9月30日環境庁告示第64号)をいう。

5 : 「告示第30号」とは、『特定水道利水障害の防止のための水道水源水域の水質の保全に関する特別措置法施行規則に基づく環境大臣が定める検定方法』(平成7年6月16日環境庁告示第30号)をいう。

6 : 「環境庁通知」とは、『水質汚濁に係る人の健康の保護に関する環境基準の測定方法及び要監視項目の測定方法について』(平成5年4月28日環水規第121号環境庁水質保全局水質規制課長通知)をいう。

7 : 河川水質試験方法(案)とは、全国の一級河川及び湖沼の主要部において実施している水質調査に適用する試験方法を標準化することを主目的とし、建設省監修のもと、建設省建設技術協議会水質連絡会及び財団法人河川環境管理財団により編集されたものをいう。(1997)

2 地下水

区分	項目	分析方 法	備 考	
環 境 基 準 項 目	カドミウム	告示第10号に基づく方法(規格55)		
	全シアン	同 上 (「規格38.1.2及び38.2」又は「規格38.1.2及び38.3」)		
	鉛	同 上 (規格54)		
	六価クロム	同 上 (規格65.2)		
	砒 素	同 上 (規格61.2又は61.3)		
	総水銀	同 上 (告示第59号の付表1)		
	アルキル水銀	同 上 (告示第59号の付表2)		
	P C B	同 上 (告示第59号の付表3)		
	ジクロロメタン	同 上 (JIS K0125の5.1又は5.2)		
	四塩化炭素	同 上 (JIS K0125の5.1又は5.2)		
	1,2-ジクロロエタン	同 上 (JIS K0125の5.1又は5.2)		
	1,1-ジクロロエチレン	同 上 (JIS K0125の5.1又は5.2)		
	トリス-1,2-ジクロロエチレン	同 上 (JIS K0125の5.1又は5.2)		
	1,1,1-トリクロロエタン	同 上 (JIS K0125の5.1又は5.2)		
	1,1,2-トリクロロエタン	同 上 (JIS K0125の5.1又は5.2)		
	トリクロロエチレン	同 上 (JIS K0125の5.1又は5.2)		
	テトラクロロエチレン	同 上 (JIS K0125の5.1又は5.2)		
	1,3-ジクロロプロペン	同 上 (JIS K0125の5.1又は5.2)		
	チウラム	同 上 (告示第59号の付表4)		
	シマジン	同 上 (告示第59号の付表5の第1又は第2)		
	チオベンカルブ	同 上 (告示第59号の付表5の第1又は第2)		
	ベンゼン	同 上 (JIS K0125の5.1又は5.2)		
	セレン	同 上 (規格67.2又は67.3)		
	硝酸性窒素	同 上 (規格43.2.1、43.2.3又は43.2.5)		
	亜硝酸性窒素	同 上 (規格43.1)		
	ふっ素	同 上 (規格34.1又は告示第59号の付表6)		
	ほう素	同 上 (規格47.1若しくは47.3又は告示第59号の付表7)		
	要 監 視 項 目	トランス-1,2-ジクロロエチレン	環境庁通知に基づく方法(JIS K0125の5.1又は5.2)	
		ニッケル	規格59.2又は環境庁通知に基づく方法 (規格59.3又は付表4若しくは付表5)	
		アンチモン	環境庁通知に基づく方法(規格62.2又は付表6)	
	そ の 他	pH	規格12.1に基づく方法	

注) 1 : 「JIS」とは、『日本工業規格』をいう。

2 : 「規格」とは、『日本工業規格K0102』をいう。

3 : 「告示第59号」とは、『水質汚濁に係る環境基準について』(昭和46年12月28日環境庁告示第59号)をいう。

4 : 「告示第10号」とは、『地下水の水質汚濁に係る環境基準について』(平成9年3月13日環境庁告示第10号)をいう。

5 : 「環境庁通知」とは、『水質汚濁に係る人の健康の保護に関する環境基準の測定方法及び要監視項目の測定方法について』(平成5年4月28日環水規第121号環境庁水質保全局水質規制課長通知)をいう。

別表 4 数値の取扱い方法

1 公共用水域

『公共用水域水質測定結果の報告について』
（平成5年3月29日環水規第51号環境庁
水質保全局長通知）に基づき、平成5年度結
果から本取扱いを用いる。

区分 \ 項目	生活環境項目	健康項目	要監視項目・特殊項目等
報告下限値（記載方法含む）	下表のとおり		
有効数字等	① 報告下限値未満の数値は、「報告下限値未満」（記載例「<0.1」）とする。 ② 有効数字は2桁とし、3桁目以下を切捨てる。 ③ 報告下限値の桁を下回る桁は切捨てる。	-	① 気温・水温は小数点以下1桁とする。 ② 流量は小数点以下2桁とする。
平均値	有効数字は2桁とし、その下の桁を四捨五入する。その場合、報告下限値の桁を下回る桁が残る場合は四捨五入して報告下限値の桁までとする。 報告下限値未満の数値は報告下限値の数値として扱い、平均値を算出する。		① 気温・水温・流量等は生活環境項目に準ずる。 ② 要監視項目・特殊項目等は報告下限値以上の日間平均値の年間平均値として取扱う。

報告下限値及び記載方法

区分	項目	環境基準値	報告下限値	記載方法		
				有効数字	小数点以下	報告下限値未満
生活環境項目	水素イオン濃度 (pH)	6.0以上8.5以下	—	—桁	1桁	—
	生物化学的酸素要求量(BOD)	1以下~10以下	0.5	2	1	<0.5
	化学的酸素要求量(COD)	2以下~8以下	0.5	2	1	<0.5
	浮遊物質量(SS)	25以下~100以下	1	2	整数	<1
	溶存酸素量(DO)	2以上~7.5以上	0.5	2	1	<0.5
	大腸菌群数	50以下~5,000以下	1.8E00	2	1(指数表示)	<1.8E00
	n-ヘキサン抽出物質(油分等)	検出されないこと	0.5	2	1	<0.5
	全窒素	0.2以下~1以下	0.05	2	2	<0.05
	全リン	0.02以下~0.09以下	0.003	2	3	<0.003
	全亜鉛	0.01以下~0.03以下	0.005	2	3	<0.005
健康項目	カドミウム(Cd)	0.01以下	0.001	2	3	<0.001
	全シアン(CN)	検出されないこと	0.1	2	1	<0.1
	鉛(Pb)	0.01以下	0.005	2	3	<0.005
	六価クロム(Cr ⁶⁺)	0.05以下	0.02	2	2	<0.02
	砒素(As)	0.01以下	0.005	2	3	<0.005
	総水銀(T-Hg)	0.0005以下	0.0005	2	4	<0.0005
	アルキル水銀	検出されないこと	0.0005	2	4	<0.0005
	PCB	検出されないこと	0.0005	2	4	<0.0005
	ジクロロメタン	0.02以下	0.002	2	3	<0.002
	四塩化炭素	0.002以下	0.0002	2	4	<0.0002
	1,2-ジクロロエタン	0.004以下	0.0004	2	4	<0.0004
	1,1-ジクロロエチレン	0.02以下	0.002	2	3	<0.002
	シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04以下	0.004	2	3	<0.004
	1,1,1-トリクロロエタン	1以下	0.1	2	1	<0.1
	1,1,2-トリクロロエタン	0.006以下	0.0006	2	4	<0.0006
	トリクロロエチレン	0.03以下	0.003	2	3	<0.003
	テトラクロロエチレン	0.01以下	0.001	2	3	<0.001
	1,3-ジクロロプロペン	0.002以下	0.0002	2	4	<0.0002
	チウラム	0.006以下	0.0006	2	4	<0.0006
	シマジン	0.003以下	0.0003	2	4	<0.0003
チオベンカルブ	0.02以下	0.002	2	3	<0.002	
ベンゼン	0.01以下	0.001	2	3	<0.001	

区分	項目	環境基準値	報告下限値	記載方法		
				有効数字	小数点以下	報告下限値未満
健康項目	セレン	0.01以下	0.002	2	3	<0.002
	ふっ素	0.8以下	0.08	2	2	<0.08
	ほう素	1以下	0.1	2	1	<0.1
	亜硝酸性窒素	計 10以下	0.01	2	2	<0.01
	硝酸性窒素		0.01	2	2	<0.01
要監視項目	ニッケル	—	0.005	2	3	<0.005
特殊項目	クロム	—	0.01	2	2	<0.01
	銅	—	0.01	2	2	<0.01
	鉄	—	0.01	2	2	<0.01
	マンガン	—	0.01	2	2	<0.01
	フェノール類	—	0.01	2	2	<0.01
その他の項目	アンモニア性窒素	—	0.01	2	2	<0.01
	無機性りん	—	0.002	2	3	<0.002
	陰イオン界面活性剤	—	0.01	2	2	<0.01
	濁度	—	—	2	1	—
	電気伝導度	—	—	2	整数	—
	Clイオン	—	—	2	1	—
	クロロフィル a	—	0.1	2	1	<0.1
	トリハロメタン生成能	—	0.004	2	3	<0.004
一般項目	気温	—	—	—	1	—
	水温	—	—	—	1	—
	流量	—	—	—	2	—
	採取水深	—	—	—	1	—
	全水深	—	—	—	1	—
	透視度	—	—	2	整数	—
	透明度	—	—	2	1	—
	塩分	—	—	2	1	—

注) 単位：大腸菌群数 (MPN/100ml)、流量 (m³/s)、気温・水温 (°C)、透明度 (m)、透視度 (cm)、電気伝導度 (μS/cm)、塩分 (‰)、濁度 (度)、クロロフィルa (μg/l) 上記及びpH以外は (mg/l) である。

2 地 下 水

『環境基本法に基づく環境基準の水域類型の指定及び水質汚濁防止法に基づく常時監視等の処理基準について』（平成13年5月31日付け環水企第92号環境省環境管理局水環境部長通知）に基づくほか、既定のない事項については『公共用水域水質測定結果の報告について』（平成5年3月29日付け環水規第51号環境庁水質保全局長通知）に基づき、次のとおり取り扱うものとする。

区分 \ 項目	環 境 基 準 項 目	要監視項目及びその他の項目
報告下限値（記載方法含む）	下表のとおり	
有 効 数 字 等	① 報告下限値未満の数値は、「報告下限値未満」（記載例「<0.1」）とする。	
	② 有効数字は2桁とし、3桁目以下を切捨てる。 ③ 報告下限値の桁を下回る桁は切捨てる。	pHは小数第2位を四捨五入し、 小数点以下1桁までとする。
平 均 値	① 有効数字は2桁とし、その下の桁を四捨五入する。その場合、報告下限値の桁を下回る桁が残る場合は四捨五入して報告下限値の桁までとする。 ② 報告下限値未満の数値は報告下限値として扱い、平均値を算出する。	

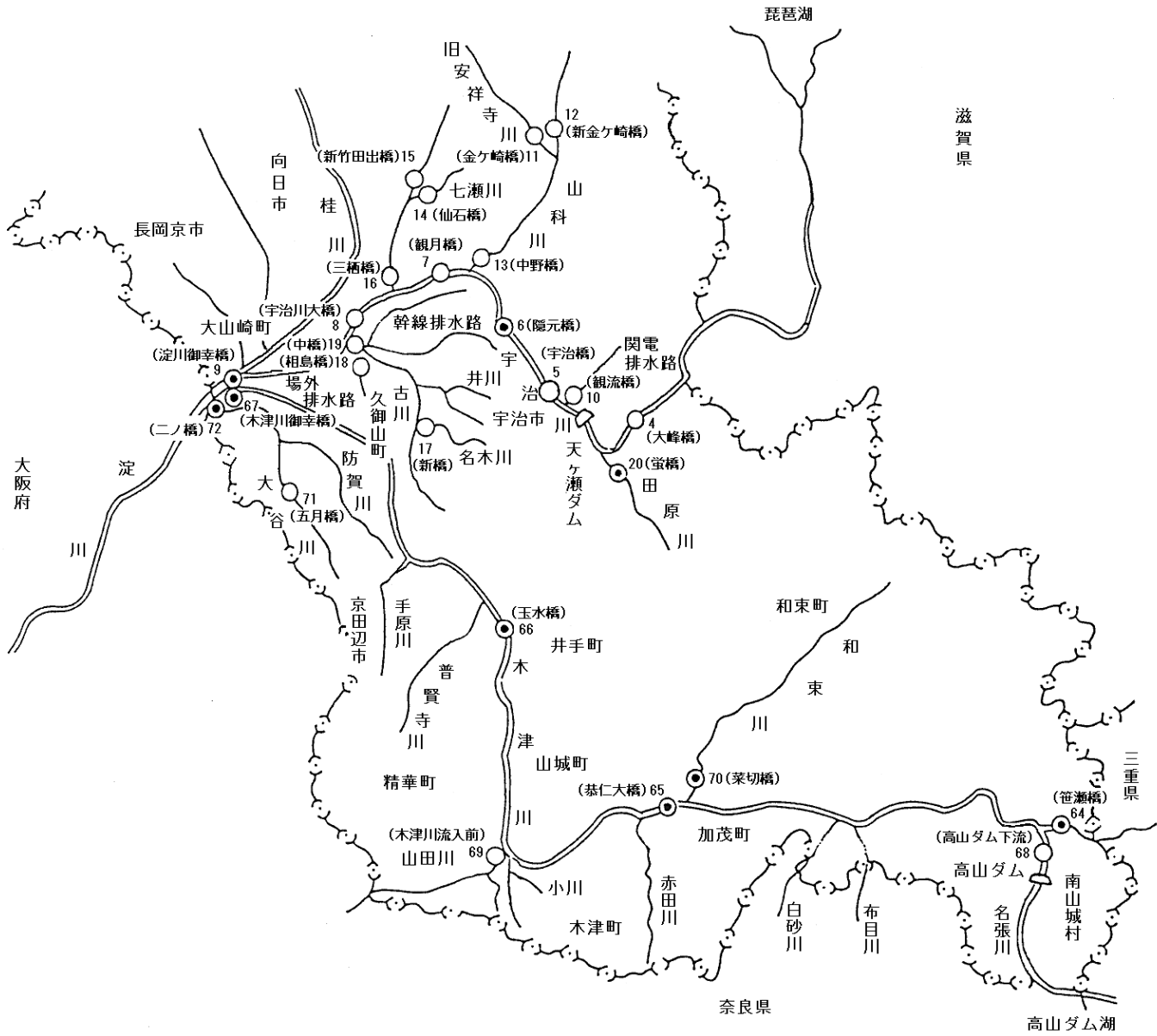
報告下限値及び記載方法

区分	項目	環境基準値等	報告下限値	記載方法		
				有効数字	小数点以下	報告下限値未満
環境基準項目	カドミウム (Cd)	0.01以下	0.001	2桁	3桁まで	<0.001
	全シアン (CN)	検出されないこと	0.1	2	1	<0.1
	鉛 (Pb)	0.01以下	0.005	2	3	<0.005
	六価クロム (Cr ⁶⁺)	0.05以下	0.02	2	2	<0.02
	砒素 (As)	0.01以下	0.005	2	3	<0.005
	総水銀 (T-Hg)	0.0005以下	0.0005	2	4	<0.0005
	アルキル水銀	検出されないこと	0.0005	2	4	<0.0005
	P C B	検出されないこと	0.0005	2	4	<0.0005
	ジクロロメタン	0.02以下	0.002	2	3	<0.002
	四塩化炭素	0.002以下	0.0002	2	4	<0.0002
	1, 2-ジクロロエタン	0.004以下	0.0004	2	4	<0.0004
	1, 1-ジクロロエチレン	0.02以下	0.002	2	3	<0.002
	シス-1, 2-ジクロロエチレン	0.04以下	0.004	2	3	<0.004
	1, 1, 1-トリクロロエタン	1以下	0.1	2	1	<0.1
	1, 1, 2-トリクロロエタン	0.006以下	0.0006	2	4	<0.0006
	トリクロロエチレン	0.03以下	0.003	2	3	<0.003
	テトラクロロエチレン	0.01以下	0.001	2	3	<0.001
	1, 3-ジクロロプロペン	0.002以下	0.0002	2	4	<0.0002
	チウラム	0.006以下	0.0006	2	4	<0.0006
	シマジン	0.003以下	0.0003	2	4	<0.0003
	チオベンカルブ	0.02以下	0.002	2	3	<0.002
	ベンゼン	0.01以下	0.001	2	3	<0.001
	セレン	0.01以下	0.002	2	3	<0.002
	硝酸性窒素	計 10 以下	0.01	2	2	<0.01
	亜硝酸性窒素		0.01	2	2	<0.01
	ふっ素	0.8 以下	0.08	2	2	<0.08
	ほう素	1 以下	0.1	2	1	<0.1
要監視項目	トランス-1, 2-ジクロロエチレン	0.04以下	0.004	2	3	<0.004
	ニッケル	—	0.005	2	3	<0.005
	アンチモン	—	0.001	2	3	<0.001
その他の項目	水素イオン濃度 (pH)	—	—	—	1	—

注) 1 単位: mg/l

2 要監視項目については指針値

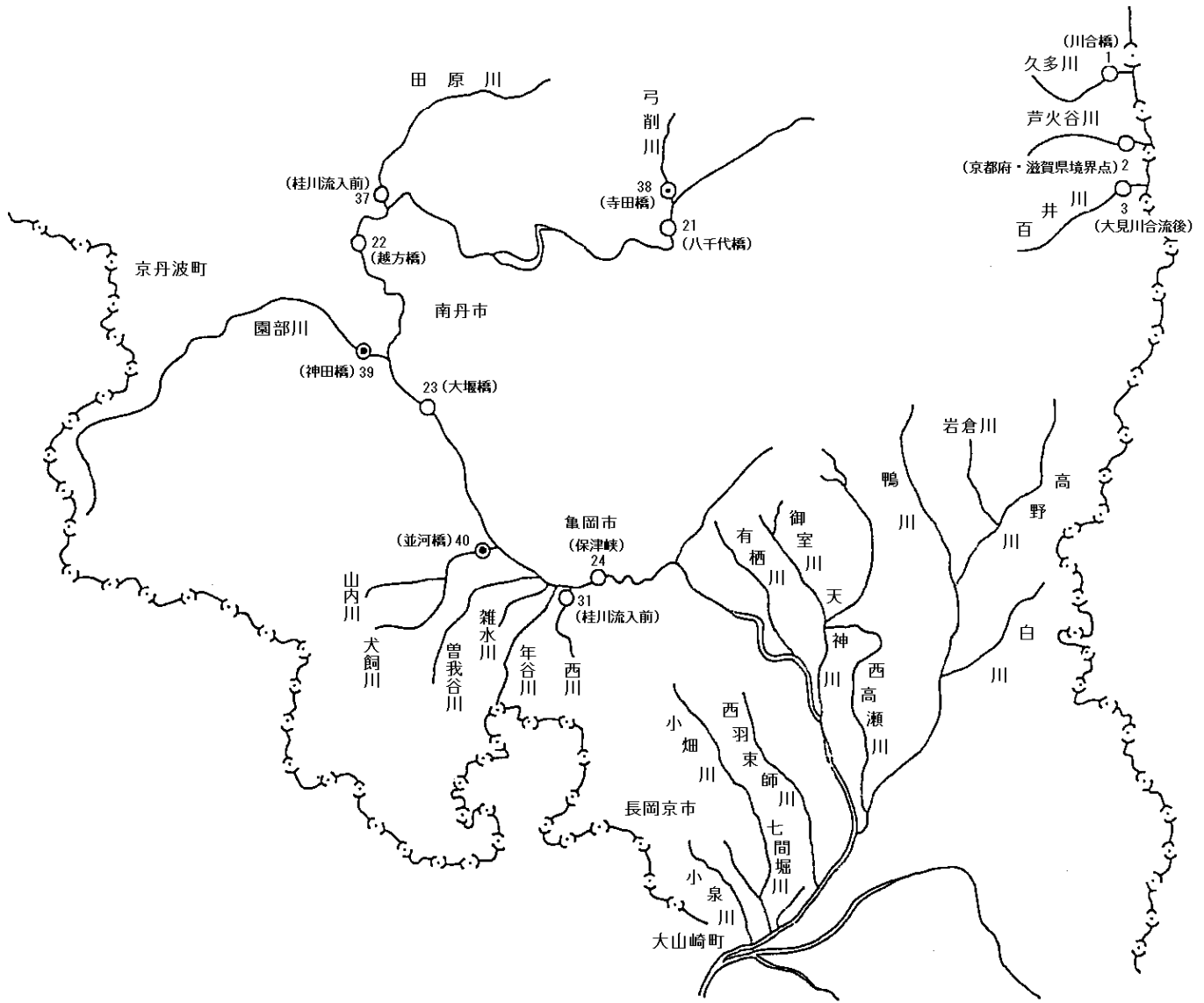
別図 1 公共用水域水質測定地点



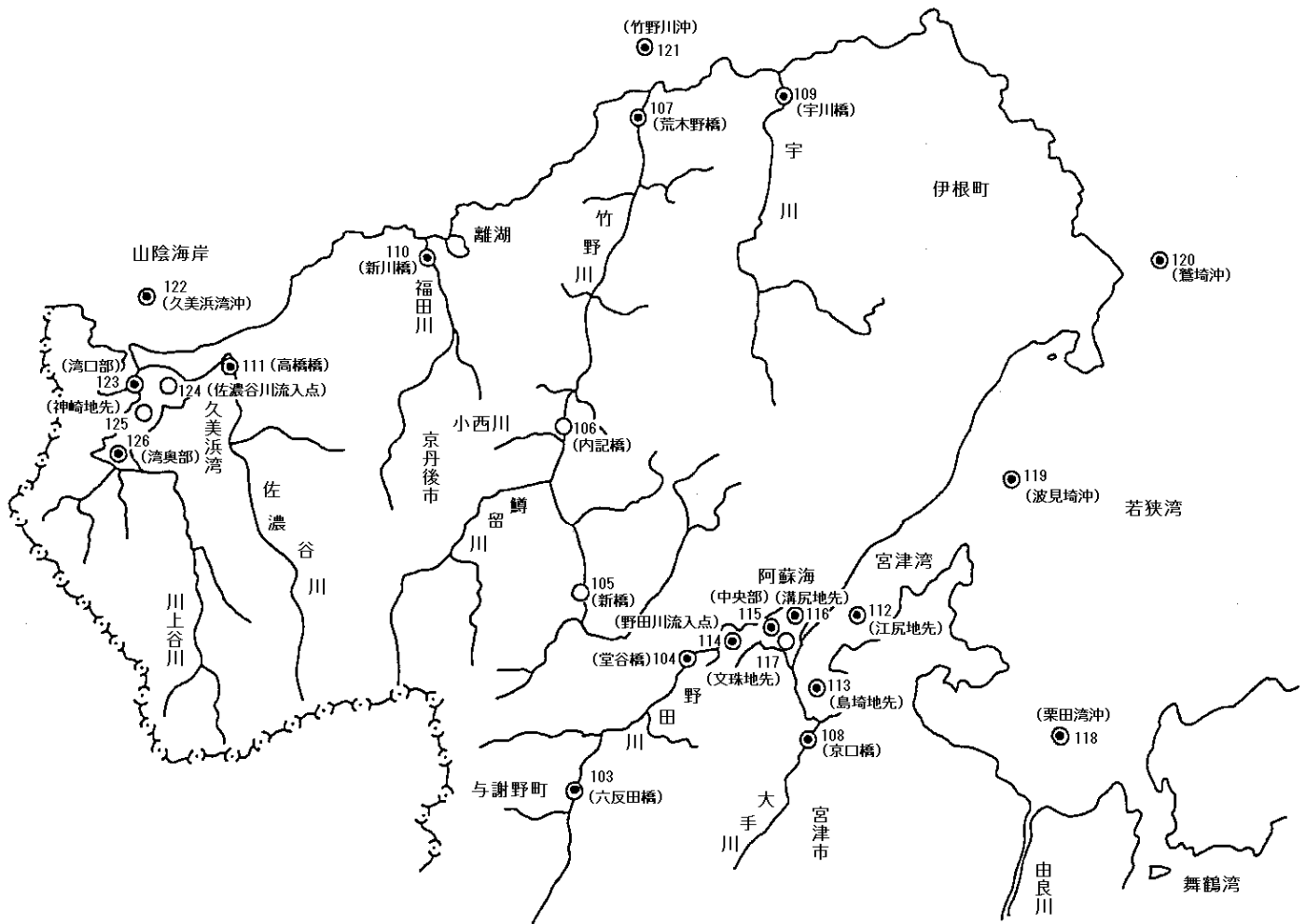
凡例

- 1 番号は測定点番号、() は測定地点名である。
- 2 ○印は測定地点、●印は環境基準値点を示す。

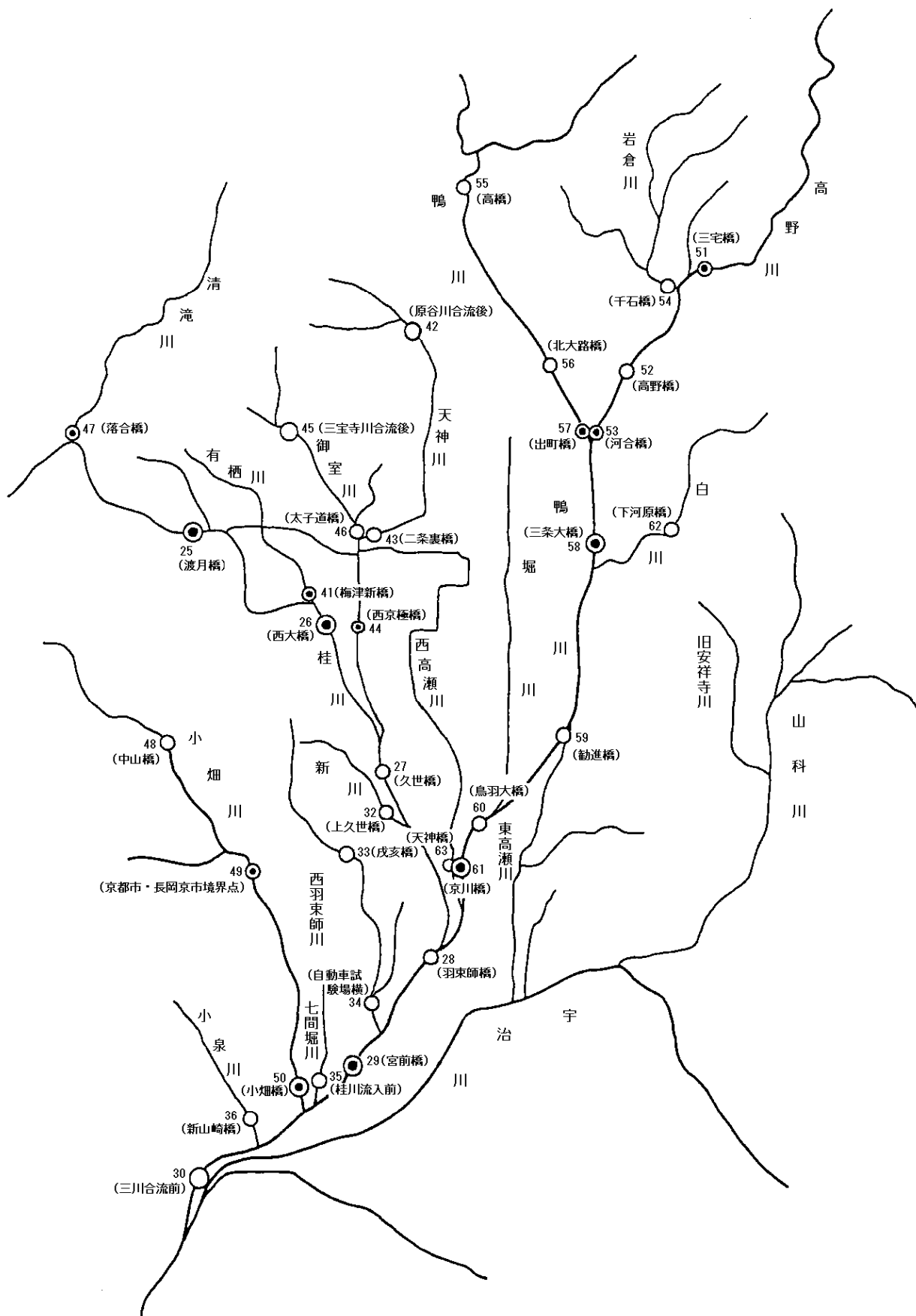
測定地点 (1)



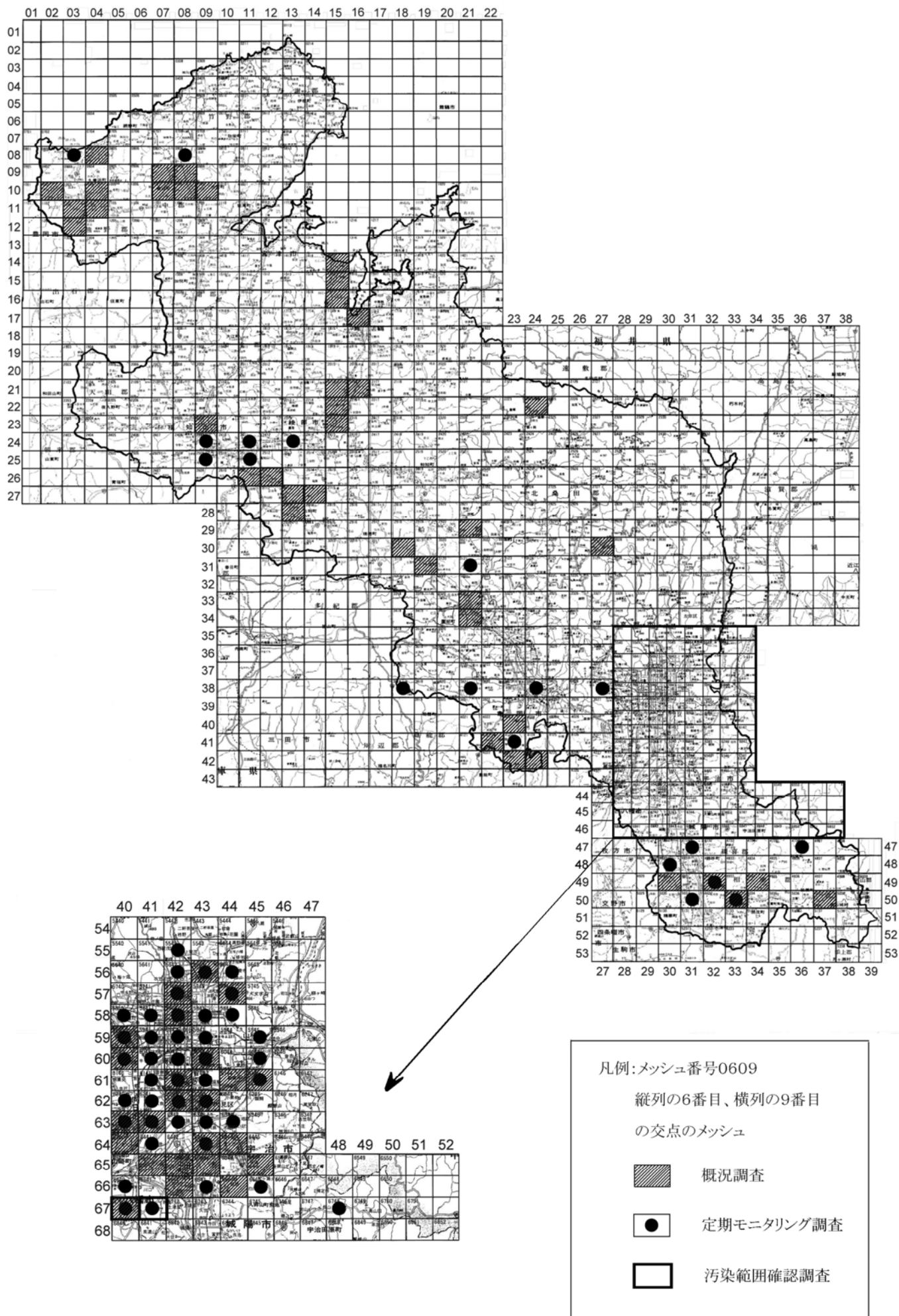
測定地点 (2)



測定地点 (4)



測定地点 (5) (京都市内詳細図)



別図2 地下水水質測定地点

平成18年度公共用水域及び地下水の水質測定計画

発行 京都府企画環境部環境管理室

〒602-8570

京都市上京区下立売通新町西入藪ノ内町

電話 075-414-4711

FAX 075-414-4705